

「山の恵み」活用人材支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、特用林産物を活用した地域産業の振興及び担い手の確保・育成を図るため、市町村又は市町村が補助する団体が山村地域等において行う「山の恵み」活用人材支援事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「山村地域」とは、次に掲げるいずれかに該当する県内の区域をいう。

(1) 山村振興法（昭和45年法律第64号）第2条に定める山村の区域をいう。

(2) 前号に準じる区域として、知事が別に定める基準に適合する区域

2 この要綱において「特用林産物」とは、森林原野を起源とする生産物のうち、一般の用材（パルプ・チップ用材を含む。）及びそれらの生産に伴って生じる端材、根株、枝条等残材類を除く林産物で、和歌山県特用林産振興方針（以下、振興方針）の主要品目に記載されている特用林産物又は特用林産物の振興を図るうえで県が特に必要と認める特用林産物をいう。

3 この要綱において「市町村」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項に規定する政令による指定を受けた市を除く県内の市町村をいう。

4 この要綱において「団体」とは、次に掲げるいずれかに該当する県内の団体をいう。

(1) 森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合

(2) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人

(3) 地方公共団体が出資する団体であって、山村地域の活性化を目的とする団体

(4) 県内の農林業者等3戸以上が組織する団体

(5) 特用林産物生産等地域の生活環境改善を目的とし、5戸以上の住民が組織する団体

(補助事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 別表1に掲げる事業で市町村が行う事業

(2) 別表1に掲げる事業で団体が行う事業に対し、市町村が補助を行う事業

2 補助事業は、知事が別に定める基準に適合する事業でなければならない。

(補助対象経費等)

第4 補助事業における補助対象経費並びに補助対象事業費上限額及び補助対象事業費下限額並びに補助率は、別表2のとおりとする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第5 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業計画書	別記第1号様式	1部	別に定める
収支予算書	別記第2号様式		
役員に関する名簿	別記第3号様式		

2 前項の補助金の交付の申請に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助金額を

補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付条件)

第6 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合(別に定める変更に限る。)
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合(別に定める変更に限る。)
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業者等は、補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (5) 補助事業者等は、補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。
 - ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。
 - イ 実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額(実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(別記第4号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

(変更の承認等)

第7 補助事業者等は、第6第1項第1号のア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記第5号様式)に変更事業計画書(別記第1号様式)及び変更収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出しなければならない。ただし、補助金額の変更交付を申請しようとする場合は、この変更承認申請書の提出を省略することができる。

2 補助事業者等は、第6第1項第1号のウの規定により事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、事業中止(廃止)承認申請書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第8 補助事業者等は、補助金の交付の決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、補助金変更交付申請書(別記第7号様式)に変更事業計画書(別記第1号様式)及び変更収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第9 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第1号様式	正副2部	別に定める
収支決算書	別記第2号様式		

(財産処分の制限)

- 第10 規則第20条第1項第2号に規定する知事が指定するもの及び同項第3号に規定するその他知事が特に必要があると認めて指定するものは、第6第1項第3号に規定する財産とする。
- 2 規則第20条のただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。
 - 3 知事は補助事業者等が規則第20条の規定に基づき承認を得て第6第1項第3号の財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の経由)

- 第11 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、補助事業を実施する市町村を管轄する振興局農林水産振興部長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の補助金から適用するものとする。
- 2 紀州備長炭等振興総合対策事業補助金交付要綱（平成20年制定）、元気な山里づくり支援事業補助金交付要綱（平成20年制定）及び和歌山県Iターン創業支援補助金交付要綱（平成14年制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月24日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

別表1（第3関係）

事業の種類	事業内容	事業対象地域
1 特用林産物活用促進対策事業	特用林産物の生産、加工、流通又は、販売に必要な施設等の整備	(1) 紀州備長炭に係る事業は、中核市を除く市町村の区域とする。 (2) 紀州備長炭を除く特用林産物に係る事業は、山村地域とする。
2 原木・資源林育成対策事業	紀州備長炭原木林、シイタケの原木林、サカキ等資源林の造成、保育、管理等資源循環利用のために必要となる施業の実施及び施設等の整備	
3 特用林産物生産等地域基盤整備事業	特用林産物の生産基盤及び生産者等の生活基盤に関する給水施設整備	

別表2（第4関係）

補助対象経費	補助対象事業費上限額	補助対象事業費下限額	補助率
市町村が別表1の事業を行うのに要する経費又は市町村が県の補助率を超える補助を行う場合で、団体が別表1に掲げる事業を行うのに要する経費	10,000千円	500千円	3分の1以内 ただし、令和3年度に山村のくらし支援整備事業補助金交付要綱（平成21年制定）第3条第1項関係別表1の1くらしの向上促進事業において、小規模飲料水供給施設等生活環境の改善に必要な施設の補助を受けていた同一地区の施設整備（生産者の生活基盤に関する給水施設整備に限る）については従前の補助率とする。

別記第1号様式（第5、第7、第8、第9関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業目的

2 事業の内容及び経費の配分

単位：千円

事業の種類	事業 実施主体	事業 実施場所	事業量	(全体事業費) 補助対象 事業費	負担区分		
					県	市町村	その他
計							

(記載要領)

1. 事業費及び負担区分欄には、全体事業費分を括弧書で記入すること。
2. 補助対象事業費等金額は、千円単位とする。
3. 変更の場合は、変更前を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で記入すること。

3 事業完了（予定）年月日

別記第2号様式（第5、第7、第8、第9関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収 入

単位：円

項 目	予 算（精 算）額	摘 要
（ 県 費 ）		
（ 市町村費 ）		
計		

2 支 出

単位：円

項 目	予 算（精 算）額	摘 要
計		

（記載要領）

変更の場合は、変更前を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で記入すること。

第 年 月 日
第 号

和歌山県知事 様

市町村長

消費税等仕入控除税額報告書

「山の恵み」活用人材支援事業費補助金交付要綱第6第1項第5号の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（= 3 - 2） | 円 |

（備考）

- 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税及び地方消費税相当額が消費税及び地方消費税の仕入控除による減額等の対象額となるものではないので、積算に当たっては留意すること。

別記第5号様式（第7関係）

年度「山の恵み」活用人材支援事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった「山の恵み」活用人材支援事業について、下記のとおり計画変更したいので、「山の恵み」活用人材支援事業補助金交付要綱第7第1項の規定により申請します。

記

1 変更事項

(注) 別に定める知事の承認を要する変更事項のうち、該当する変更事項を記載する。

2 計画変更の理由

3 添付書類

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他変更の内容がわかる資料（写真、図面等）

別記第6号様式（第7関係）

「山の恵み」活用人材支援事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長

年 月 日付け 第 号で交付決定通知（変更交付決定通知）のあった「山の恵み」活用人材支援事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、「山の恵み」活用人材支援事業補助金交付要綱第7第2項の規定により申請します。

記

1 事業中止（廃止）の理由

別記第7号様式（第8関係）

年度「山の恵み」活用人材支援事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった「山の恵み」活用人材支援事業
について、下記のとおり計画を変更して実施したいので、補助金を 円に変更交付されたく、
「山の恵み」活用人材支援事業補助金交付要綱第8第1項の規定により申請します。

記

1 申請額

既交付決定額	金	円
今回申請額	金	円
増減額	金	円

(注) 減額の場合は、金額の頭に「△」を付すこと。

2 変更事項

(注) 別に定める知事の承認を要する変更事項のうち、該当する変更事項を記載する。

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他変更の内容がわかる資料（写真、図面等）